

中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案） 縦覧・意見募集、学識経験者への意見聴取

令和7年2月18日
中川・綾瀬川流域水害対策協議会

特定都市河川浸水被害対策法 第4条6項

河川管理者等は、前項※に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるとき

＜縦覧・意見募集（パブリックコメント）＞

- 協議会の代表事務局（江戸川河川事務所）が代表として「書面意見募集」及び「公聴会」により住民意見聴取を行う。
- その他策定主体（都県、市区町）は、「庁舎内への縦覧資料の設置」及び「各組織のウェブサイト等において周知」を実施。
- 意見募集期間
令和6年12月4日（水）～令和7年1月6日（月）

＜公聴会の開催＞

- 意見募集と合わせて、茨城県、埼玉県、東京都の中川・綾瀬川特定都市河川流域に属する28市区町に在住する皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催するため、公述人を募集。
- 公述人募集期間
令和6年12月4日（水）～令和6年12月16日（月）
- 公述希望の申し出が無かったため、開催中止。

資料配付及び縦覧場所		
関東地方整備局 文書閲覧室	さいたま市役所	八潮市役所
江戸川河川事務所 1階ロビー	熊谷市役所	三郷市役所
江戸川河川事務所 江戸川上流出張所	川口市役所 鳩ヶ谷庁舎1階	蓮田市役所
江戸川河川事務所 運河出張所	行田市役所	幸手市役所第二庁舎
江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	加須市役所	吉川市役所
江戸川河川事務所 松戸出張所	春日部市役所	白岡市役所
江戸川河川事務所 中川出張所	羽生市役所	伊奈町役場
江戸川河川事務所 中川下流出張所	鴻巣市役所	宮代町役場
江戸川河川事務所 三郷出張所	上尾市役所	杉戸町役場
江戸川河川事務所 首都圏外郭放水路管理支所	草加市役所	松伏町役場
茨城県庁舎 19階（河川課）	越谷市役所	足立区役所北館3階
埼玉県庁第二庁舎	桶川市役所	葛飾区役所 新館3階
東京都庁第二本庁舎	久喜市役所第二庁舎	江戸川区役所第二庁舎2階
五霞町役場	北本市役所	

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」の学識経験者への意見聴取

特定都市河川浸水被害対策法 第4条5項

河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン P4-45

流域水害対策計画に定める事項に土地の利用に関する事項があることや、農地・農業水利施設を活用した取組が多大な効果を発揮する場合が考えられることを踏まえ、まちづくりや農業水利等に係る学識経験者の意見を聴くことが望ましい。

<ご意見を伺う学識経験者>

(敬称略)

分野	氏名	ご所属
農業	稲場 康仁	埼玉県 土地改良事業団体連合会 常務理事
都市計画・防災	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
下水道	渋尾 欣弘	高知大学 理工学部 准教授
河川工学	田中 規夫	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授

<意見聴取の方法等>

- 策定主体である「中川・綾瀬川流域水害対策協議会」の構成員へ意見を聴く者を図ったうえで、「計画(素案)」の公表後に、個別に説明及び意見聴取を実施。